

令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年 7月 1日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第42号

#### 令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、原油価格及び物価高騰等による給食費等の負担軽減を図るため、町内の民間保育施設に助成金を交付することにより、給食費等の値上げを行わずに給食の栄養バランスや量を保った給食の提供を維持できることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者は、原則として次の各号を全て満たす民間保育施設を運営する事業者とする。

- (1) 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること。
- (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを令和6年度中に行わないこと。

(助成対象費用)

第3条 前条に該当する者の助成対象となる費用は、児童の給食に供するための食材料の購入費及び光熱水費とする。

(助成対象経費及び助成率等)

第4条 助成事業の実施主体、助成基準額、助成率及び助成対象経費は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮町保育施設給食費等助成金交付申請書（別記第1号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1民間保育施設あたり1回までとする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請書等の内容を審査し、交付の可否を決定し、一宮町保育施設給食費等助成金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合に必要なときは、申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

3 町長は、申請者について前各項の場合に必要なときは、当該申請者に報告を求め、又は申請書等の内容を調査し、関係機関へ照会をすることができる。

4 交付の決定を受けた事業者は、請求書を提出するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、一宮町保育施設給食費等助成計画変更・中止・廃止承認申請書（別記第3号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成事業の内容の変更又は助成事業の中止若しくは廃止を認めるときは、一宮町保育施設給食費等助成計画変更・中止・廃止承認通知書（別記第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金額の確定)

第8条 助成金額の額の確定は、第6条に規定する助成金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、一宮町保育施設給食費等助成金請求書(別記第5号様式)を町長に提出し、請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が助成金を虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付決定を受け、又は当該要綱その他法令に違反したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、一宮町保育施設給食費等助成金交付決定取消通知書(別記第6号様式)により、当該取消しに係る交付対象者に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、一宮町保育施設給食費等助成金返還命令書(別記第7号様式)により、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

1実施主体	2基準額	3助成率	4対象経費
民間保育施設 (一宮町町内の 保育園、保育園型 こども園の設置 者)	施設単位ごとに次の算式で 算出された額の合計額  副食費(4,500円)×想定され る物価上昇率(20%)×令和6 年度分(12箇月)×認定区分 ごとの対象園児数(令和6年4 月1日現在)で算出した金額	10/10	「2基準額」で示す算式に基 づき、算定した令和6年4月分 から令和7年3月分までの給 食費及び光熱水費

別記

第1号様式（第5条）

令和 年 月 日

一宮町長 様

事業者名

氏名（代表者名）

住所（所在地）

一宮町保育施設給食費等助成金交付申請書

一宮町保育施設給食費等助成金の交付を受けたいので、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

(1) 助成金計算書

(2) その他町長が必要と認める書類（令和6年4月1日の園児名簿）

（保育園、保育園型認定こども園）

別紙

内容	基準単価 (円) ①	物価上昇率 ②	令和6年度分 (12箇月) ③	対象園児数 (人) (令和6年4月1日 現在) ④	交付申請額 (円) (①×②×③× ④)
副食費	4,500円	20%	12箇月	人	円

【チェック項目】

申請において、以下の要件を満たしている場合は□にチェックをお願いします。

なお、原則として、全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること。
- 物価上昇に起因する給食費の値上げを令和6年度中に行わないこと。
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。

なお、虚偽の申請等を行った事が判明した場合には助成金を返還します。

令和 年 月 日

施設名

代表者名

(記入上の注意)

1. 対象園児数については、別途提出する令和6年4月1日の園児数名簿を参考に提出すること

第2号様式（第6条第1項）

第 号  
令和 年 月 日

様

一宮町長

一宮町保育施設給食費等助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった一宮町保育施設給食費等助成金について下記のとおり決定したので、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1. 結 果 交 付 ・ 不 交 付
2. 交付決定額 円
3. 不交付の場合その理由

第3号様式（第7条第1項）

第 号  
令和 年 月 日

一宮町長 様

事業者名

氏名（代表者名）

住所（所在地）

一宮町保育施設給食費等助成計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付第 号により助成金の交付決定を受けた事業について、次の理由により変更・中止・廃止したいので、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更・中止・廃止の理由



第4号様式（第7条第2項）

第 号

令和 年 月 日

様

一宮町長

一宮町保育施設給食費等助成計画変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付で申請のあった変更・中止・廃止については、次のとおり承認することに決定したので、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

第5号様式 (第9条)

第 号  
令和 年 月 日

一宮町長 様

事業者名  
氏名 (代表者名)  
住所 (所在地)

一宮町保育施設給食費等助成金請求書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた助成金について、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1. 交付決定額 円  
2. 交付請求額 円  
3. 振込先

金融機関名	銀行・農協 本店・支店 信金・信組 本所・支所
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ( )
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第6号様式（第10条第2項）

第 号  
令和 年 月 日

様

一宮町長

一宮町保育施設給食費等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号により交付決定した一宮町保育施設給食費等助成金について、当該決定の全部（一部）を取り消したので、令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 助成金の交付決定額     | 円 |
| 2. 取消し後の交付決定額    | 円 |
| 3. 取消しにより返還を命ずる額 | 円 |
| 4. 取消しの理由        |   |

第7号様式（第11条）

第 号

令和 年 月 日

様

一宮町長

一宮町保育施設給食費等助成金返還命令書

令和6年度一宮町保育施設給食費等助成金交付要綱第11条の規定により、一宮町保育施設給食費等助成金の返還を命ずる。

記

1. 助成金の既交付額 年 月 日交付 円
2. 返還を命ずる額 円
3. 返還期限 年 月 日まで
4. 返還を命ずる理由